

今後の取組について

2025年9月

経済産業省 資源エネルギー庁

当面の取組

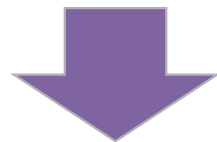
- 地元への丁寧な対応
 - ・事業者の地域共生等の取組のフォロー
 - ・県や関係自治体等との連携、中小企業等への影響把握と対応
 - ・再公募に向けた環境づくり
- 撤退要因の検証（審議会で議論）
- 制度見直しを含めた事業環境整備（審議会で議論）

⇒ これらの取組を踏まえ、地元の皆様のご理解をいただき、できるだけ速やかに再公募を実施することを目指す

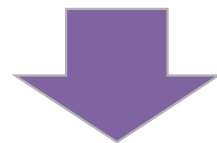
今後の進め方（案）

今回 9 / 8 :

法定協議会
（三菱商事株式会社から撤退理由の説明等）



（メンバー間での議論）



次回以降 :

法定協議会意見の再とりまとめ

(参考) 武藤経済産業大臣と中西三菱商事社長との面談 (結果概要)

日時：2025年8月27日(水) 17:10～17:30

【三菱商事・中西社長】

- 公募参画当初の想定を上回る事業環境の変化により、建設費用が大幅に膨らんだことが大きな要因。
- 占用期間延長など審議会でご議論いただき、あらゆる収入面の向上策を精査したが、当社の落札価格では、借入れもできず、実行可能な事業計画を立てることができなかった。
- 国のエネルギー政策上重要な最初の事業であることは理解しておりその期待に応えることができなかった。地元の関係者には御理解・御協力を頂いてきたが、結果として、御期待に応えることができなかったことは重く受け止めている。地元の関係者の皆様には、丁寧な説明を行い、地域共生策に関する対応について検討したい。
- 洋上風力発電は、エネルギー資源の乏しい日本にとって必要不可欠な電源であるという見解に変わりはない。

【武藤大臣】

- 洋上風力発電は、エネルギー政策において、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた重要な電源である。その先陣を切る御社のプロジェクトには、大きな期待が寄せられてきた。
- 今回、御社が3海域全て撤退との判断に至ったことは、日本における洋上風力の導入に遅れをもたらすものであり、大変遺憾である。
- 地元関係者は、地域経済への波及効果を含め、洋上風力事業に期待し、様々な協力もしてきた。港湾の整備や地元企業の設備増強など、一部の投資は開始している。今回の撤退は、地元の期待を裏切るもの。また、全国の関係者も注目をしており、洋上風力全体に対する社会の信頼も揺るがしかねない。
- 国としては、3海域における事業を確実に実現すべく、地元のご理解を改めて得た上で、再公募に向けて進んでいきたい。そのためにも、地元との関係が極めて重要。御社は日本を代表する大企業であり、いわば社会の公器として、責任を持って、地元関係者と向き合っていたきたい。できる限り丁寧かつ真摯な対応を強くお願いする。

今後の取組について

(参考) 公募占用指針関係条文抜粋

第7章（4）1）選定事業者の選定取消し事由

選定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定事業者の選定を取り消すことがある。

なお、公募占用計画の認定後に下記に該当する事由が発生し、選定事業者の選定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定についても取り消されることになる。

- i) 当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと（法第18条第1項の規定により公募占用計画の変更が認められた場合を除く）。

第7章（4）3）選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等

（略）

また、公募占用計画の認定後、認定を受けた選定事業者が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合がある。

第10章（1）公募占用計画の認定の取消し

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更を認定したものを含め、法第21条第1項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

（中略）

加えて、第7章（4）選定事業者の選定の取消し事由に該当すると認められる場合も、本公募占用指針に従わないものとして、公募占用計画の認定を取り消すことができるため留意すること